

第55回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年1月24日(月) 午後1時50分から午後3時20分

開催場所 姫路市役所 10階 大会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席	○	
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田原仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席	○	会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見について
議案第6号 相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 畑地転換届について
報告第6号 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
報告第7号 県許可案件の許可状況について
報告第8号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和4年1月24日 午後1時50分)

議長 只今から、第55回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を大塚委員と福永委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が7件提出されております。

1番7番が調整区域の案件、2番5番8番が市街化区域の案件、3番4番が都市計画区域外の案件となっております。

1番です。

仁豊野の畑472㎡につきまして、仁豊野の[]より「平成10年以前より、竹林となっている」との申請です。

2番です。

仁豊野の田3筆計341.13㎡につきまして、砥堀の[]

より「昭和46年以前より、工場敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

家島町真浦の畑740㎡につきまして、横浜市のより「平成3年以前より、資材置場等として利用している」との申請です。

4番です。

安富町名坂の畑906㎡につきまして、安富町名坂のより「平成3年以前より、山林(竹林)となっている」との申請です。

5番です。

四郷町見野の田1, 213㎡につきまして、四郷町見野のより「平成11年以前より、住宅敷地、地蔵尊敷地、空き地として利用している」との申請です。

6番です。

飾東町佐良和の田2筆計218㎡につきまして、飾東町佐良和のより「平成10年以前より、住宅敷地及び道路の一部として利用している」との申請です。

7番です。

豊富町神谷の畑117㎡につきまして、明石市のより「平成12年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員さんより「適当である」との意見を頂いております。各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

いずれの案件も、それぞれの地区農政協議会におきまして、特に問題はない、となっております。そういったことも踏まえ、議案第1号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号(P3～P5)を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は14件提出されております。

1番から3番と4番5番は現在耕作面積0㎡の方の案件、6番から10番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、11番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。6番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも1.5km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」

につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

まず、1番から3番です。

実法寺の[]が、打越及び実法寺の田7筆計5,692㎡につきまして、たつの市の[]から、「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える5,692㎡になる予定です。作付作物は「水稻」「野菜」となっており、営農計画書が提出されております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

次に、4番5番です。

飾東町豊国の[]が、飾東町豊国の田813㎡につきましては、飾東町豊国の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、飾東町北山の田3筆計3,052㎡につきましては、飾東町北山の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,865㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっており、営農計画書が提出されております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

6番です。

夢前町寺の田2筆計4,870㎡につきまして、夢前町寺の[]が、夢前町寺の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える6,772㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

7番です。

飾東町塩崎の田945㎡につきまして、飾東町北山の[]が、飾東町北山の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,574㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

8番です。

豊富町神谷の田3筆計3,558㎡につきまして、豊富町神谷の[]が、明石市の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える4,558㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

9番です。

豊富町神谷の田2筆計634㎡につきまして、豊富町神谷の[]が、飾磨区細江の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,527㎡になる予定です。作付作物は「水稻」「野菜」となっております。

10番です。

香寺町田野の田2筆計3,130㎡につきまして、香寺町田野の[]が、尼崎市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,179㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。

御国野町深志野の田786㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、御国野町深志野の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は8,404㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

12番です。

別所町佐土の田3筆計1,618㎡につきまして、御国野町国分寺の[]が、別所町佐土新の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は61,815㎡になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

13番です。

船津町の田2筆計1,046㎡につきまして、船津町の[]が、大阪府高槻市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は6,879㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

14番です。

船津町の田142㎡につきまして、船津町の[]が、たつの市の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は7,934㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

ただし、12番の案件について、北東部地区農政協議会におきまして、譲受人が農地の取得を始めてから3年程が経つが、管理耕作はされているものの作付の実績が確認できず、相当の範囲において土地の形状変更がなされている情報があり、その確認のため、農業委員、推進委員、農区長、3役、事務局などで特別調査班を設け現地調査及び本人への事情聴取を行ってはどうか、との提案がなされています。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

.....

議 長

1番から3番、4番5番の案件ですが、耕作面積0㎡からということで、北東部地区農政協議会の新規農家として事情聴取が必要との意見を踏まえ、この2件事情聴取を行う、ということではよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、1番から3番、4番5番の方には2月2日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

次に、12番の案件について、先ほど事務局から説明がありましたが、申請人の[]が農地の取得を始めてから3年が経過し、その面積が61,815㎡に至っております。果樹を植える計画と聞いてまいりましたが、北東部地区農政協議会の農業委員、推進委員さんのお話を聞かせていただくと、いまだ植えられていない、とのこと。このような状況の下、今回の申請のように、まだまだ農地を拡大されようとしていると見受けられます。農業委員会として、さらに3条申請をされるのであれば、農地を管理するだけでなく、実際に果樹を植えるなり作付をしていただくことの確認をしてみてもどうか、との提案が北東部地区農

政協議会においてありました。そのために、農業委員、推進委員などで特別チームを作り、現地をまずは確認し、そして、必要に応じてご本人に作付の計画について確認をとってみてはどうか、との意見です。私も、今後の3条申請のスムーズな審議のためにも、ご本人の意思確認ができれば、との思いがあります。

この件、皆さんはどう思われますか。

岡本委員 　いつまでに果樹を植えなければならない、という決まりはないのですか。通常、1年以内に植えられていると思いますが。

議　長 　現在、毎月のように■■■■から3条申請があり、今後も申請があるものと思われる。我々としても、計画通り果樹を植えられないまま、次々と許可を出していいのか、との思いからこのような意見が出てきているものと思います。

大塚委員 　あの地区は未整備田で、農業機械で耕作するにも畔を超えていかなければならないようなところもあります。そんな農地を購入しながら、農道を広げ、曲がりくねった水路を付け替え、整理してきています。まだまだ整理の途中ということで作付けに至っていないのかもしれませんが、3年という節目の中、ここらでご本人の計画をお聞きしたいな、とも思います。

福永委員 　このあたりで果樹を植えるとなると、イチジク、レモン、カキといったところになると思いますが、本人には現地を見させてもらってから判断する、と話しています。

議　長 　各委員さんから、一度現地調査をしてはどうか、との意見をいただきました。そうするというので、よろしいでしょうか。

各委員 　異議なし。

議　長 　それでは、日程やメンバーはこれから決めていくこととして、一度現地調査を行う、ということにさせていただきます。

そのほか、ご意見やご質問は、ありませんか。

各委員 　・・・。

議　長 　それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、總會規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員 　(全員挙手)

議　長 　全員の挙手をいただきましたので、本議案については許可相当といたします。次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　議案第3号(P6)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。1番2番の案件でございますが、申請者から取上げがありましたので、削除をお願いいたします。

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

3番です。

調整区域の飾東町豊国の田633㎡につきまして、飾東町豊国の■■■■

より「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況はすでに「田、一部雑種地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、自身が経営する隣地店舗の来客者及び従業員用の計14台分の露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。
この件について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

……

議長

なければ、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P7~P8)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、6件の申請が提出されております。

1番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地の「農地区分」は、1番、3番、4番、5番は「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地に該当すると考えております。2番、6番は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、2番については不許可の例外である「既存敷地の拡張」、6番は「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町山之内の畑2筆計1,005㎡につきまして、田寺山手町のが、山野井町のより「譲り受けて、工房、屋外展示場、屋外作業場、露天駐車場、材木置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、家具等を製作する工房及び屋外作業場、制作物を展示する屋外展示場、従業員及び来客者用の13台分の露天駐車場及び原料である木々等を置く材木置場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては

「自己資金」、現況は「畑」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

2番です。

御国野町深志野の田3筆計1,965㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、御国野町深志野の[]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、手狭になってきた資材置場を拡張し、園芸品やコンテナ等を置くための露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

3番です。

御国野町深志野の田、畑2筆計2,153㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、飾東町夕陽ヶ丘の[]より「譲り受けて、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、地役権者である関西電力送配電株式会社の同意書が添付されております。「事業内容」につきましては、譲受人の夫の弟が経営する縫製工場の業務で使用する、コンテナ置き場及び来客者用兼従業員用の計27台分の露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況は「田、畑」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

4番です。

飾東町八重畑の田578㎡につきまして、飾東町小原新の[]が、的形町的形の[]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、譲受人が経営する[]会社の敷地の一部が、国道372号線の拡張工事のため収用されることになったことに伴い、不足することになった修理車両置場及び露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況は「田」となっております。

5番です。

飾東町塩崎の田981㎡につきまして、大阪市の[]が、飾東町塩崎の[]より「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、太陽光パネル158枚、パワコン9台、[]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「休耕地」となっております。

6番です。

山田町牧野の田2,351㎡のうち296㎡につきまして、山田町牧野の[]が、妻の母である山田町牧野の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、延床面積129.18㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可及び車両乗り入れのための法定外道路改築許可が申請済となっております。現況は「田」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考

えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

1番2番3番について、転用面積が1,000㎡を超えていますので、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの小林委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

小林委員

報告します。本日9時から現地調査に行っていました。

まず、2番の案件ですが、XXXXXXXXXXの隣接地で数年放置された田でした。地元農区も同意のある中で現敷地と一体化され環境も良くなるということで、問題ないものと判断しました。

次に、3番の案件ですが、義理の弟が経営している工場のための資材置場、駐車場ということで、許可相当と判断しました。

最後に、1番ですが、古い民家に付属した畑で、これも特に問題はなく、許可相当と判断しました。

議 長

有難うございます。なにか、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号(P9)を説明する。

〔農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画についての意見を求められているものがございます。農用地利用集積計画により「ひょうご農林機構」に利用権を設定し、農用地利用配分計画により担い手へ貸し付けることとなります。

今回の権利設定は、新規の使用貸借権の設定「1件、5筆、7,421㎡」の計画となっております。

農業委員会としましては、農地法第3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご判断をいただくものです。今回利用権の設定を受ける担い手のXXXXXXXXXXにつきましては、耕作面積について、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える予定ですが、現在耕作面積が0㎡のため、営農計画書を添付しております。なお、北西部地区農政協議会におきまして、「新規農家に該当するため、事情聴取は必要」との意見となっております。その他の点については、特に問題点はでておりません。

委員会で決定後、公告することにより、利用権が設定されることとなります。公告予定日は、令和4年2月15日です。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定について、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 事情聴取についてですが、北西部地区農政協議会の意見を踏まえ、事情聴取を行う、ということよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、2月2日に事情聴取を行いたいと思います。その他について、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第5号について、決定とすることよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、決定と致します。
次に、議案第6号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号（P10）を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は2件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

1番です。網干区坂出の[]が所有されておりました市街化区域の農地2筆を、同居の子であります[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、どちらも水稲跡であり、農地として良好に管理されています。

2番です。夢前町前之庄の[]が所有されておりました市街化区域外の農地7筆を、同居の子であります[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、5番は野菜を作付けしており、7番は黒豆を作付けされていたようで現在は耕起状態、その他は水稲跡となっており、すべて農地として良好に管理されています。

なお、どちらの案件につきましても、各地区農政協議会において適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、ご質問はないようですので、議案第6号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第1号（P11）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、12月にご審議いただきました新規農家の事情聴取を、1月5日に実施していただきました。当日は、本人とその妻が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、福岡委員からお願いします。

福岡委員 当日、ご夫婦で見えられまして、話を聞くと、結婚を機に地元に戻られて、それから50年間、畑をされてきたとのこと。それが、いどこである1番所有者から所有権移転の話があり、それならば他2筆についても貸借手続きをして新規農家となられたとのこと。今後は長男が手伝ってくれ、ゆくゆくは後を継いでいく、との話で、特に問題はない、と判断しました。

議 長 はい、報告ありがとうございます。
続きまして、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第2号（P12～P13）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、12月10日から1月6日の間に受け付けたもの、10件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員 ……。

議 長 特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号（P14～P19）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、12月10日から1月6日の間に受け付けたもの29件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。
お目通しをお願いします。何かご質問等ございませんか。

議 長 24番の案件ですが、転用面積が1,441㎡で転用目的が「多目的広場、公

衆用道路」となっています。なぜ4人の個人が所有するのか、疑問に思われた方があるかもしれません。これは、この隣に公民館があり、イベント用広場として活用したいが、自治会が法人化できていないため、自治会長ほか役員名で今回の申請に至った、ということです。

議長 その他、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第3号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P20～P22）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。P21使用貸借権の6番の案件でございますが、これは農用地利用集積計画分の解約ですので、備考欄に「農用地利用集積計画分」の記載をお願いいたします。

それでは説明します。

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借の解約が4件、使用貸借の解約の通知が8件となっています。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「離作料金の支払い」が1件の外は、いずれも「無償」となっております。

使用貸借契約の解約のうち、利用権に該当するものは6件で、そのうち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第4号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P23）を説明する。
〔畑地転換届について〕

この度は、1件の届出が出ております。

白浜町の田281㎡につきまして、奥山の■■■■より「周囲が宅地化し、水稲耕作が困難となったため」との届出です。現況は「田」となっております。

担当委員より「適当である」との意見をいただいております、中南部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

以上、畑地転換届につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第5号について、確認とさせていただきます。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号（P24）を説明する。
〔転用許可（一時転用）に係る事業の完了について〕

県知事の一時転用許可をうけて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告が1件ありましたので、ご報告いたします。

調整区域の香寺町濠口の田3筆計1,112㎡について、令和4年10月31日を期限とする一時転用許可を受けておりました、京都府福知山市の■■■■より完了報告がありました。現況は、農地に復元されております。

なお、この案件、本日、現地調査班による現地調査を行っていただき、現況は、農地に復元されておりますことを確認しております。

以上、転用許可（一時転用）に係る事業の完了1件につきまして、どうぞよろしくご確認をお願いします。

議長

有り難うございます。
現地調査班メンバーの小林委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

小林委員

報告します。現地は農地に復元されて、耕作できる状態であることを確認してまいりました。

議長

有り難うございます。
なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第6号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第7号（P25～P26）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、11月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件について、いずれも12月に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
それでは、報告第7号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第8号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第8号(P27)を説明する。
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、11月および12月の会長決裁分です。

1番の飾東町八重畑において露地野菜を作付けしている五軒邸の[]と、妻の[]につきまして、どちらも、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果としまして、[]は11月30日付けで、[]は12月21日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。

今回は追加議案があります。これは毎年1回審議してきているものですね。事務局、説明をお願いします。

事務局

追加議案を説明する。
〔農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積(別段面積)について〕

追加議案「農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積(別段面積)について」をご説明いたします。

農地法第3条許可の審査基準の1つであります「下限面積」につきましては、農業経営の効率化の面から一定以上の耕作面積が必要であるとされており、他方、農業への新規参入を進める観点から、各市町の農業委員会が独自に「下限面積(別段面積)」を定めることが認められております。

姫路市におきましては、平成21年に、

- ・家島町及び市街化区域については10アール(1,000㎡)
- ・調整区域及び都市計画区域外については30アール(3,000㎡)

と定めて運用してきており、昨年8月にはこれに加えて、

・姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地で農業委員会が別途指定する農地につきましては1アール(100㎡)としたところです。

この「下限面積」につきましては、毎年修正の必要性を検討することとされておりまして、この度も、各地区農政協議会において、下限面積の見直しについてご協議頂きました。各地区農政協議会の意見ですが、いずれの地区においても、「現行どおりでよい」との意見でございました。

これら地区農政協議会の意見を踏まえ、今回、議案として「令和4年度下限面積は現行どおりとする」と上程させて頂きました。

「農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積(下限面積)」につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。ご質問等なにかございますか。

各委員

・・・

議 長 特にないようですので、各地区農政協議会の意見を踏まえ、決定とすること
よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等がありますか。

事 務 局 特にありません。

議 長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後 3 時 2 0 分 終了)